犬山市屋内型キッズスペース

設計・施工業務及び管理運営業務

公募型プロポーザル 募集要領

令和７年１月６日

犬山市

目　次

１　趣旨 ………… **1**
(1) 事業者募集・位置づけ ………… 1
(2) 設置目的 ………… 1
２ 施設概要 ………… **1**
(1) 本施設の概要 ………… 1
(2) 商業施設の概要 ………… 1
３ 業務概要 ………… **2**
(1) 業務名 ………… 2
(2) 事業手法 ………… 2
(3) 対象施設 ………… 2
(4) 業務内容 ………… 2
(5) 業務期間 ………… 2
(6) 上限価格 ………… 3
(7) 指定管理料 ………… 3
(8) 契約方法 ………… 4
４ 参加資格 ………… **4**
(1) 応募者の構成 ………… 4
(2) 共通の参加資格要件 ………… 5
(3) 設計事業者の参加資格要件 ………… 5
(4) 施工事業者の参加資格要件 ………… 6
(5) 管理運営事業者の参加資格要件 ………… 6
５ 選定対象外 ………… **7**
６ 応募の手続き・選定方法 ………… **7**
(1) 募集要領及び申請書類の配布 ………… 7
(2) 選定方法 ………… 7
７ 現地見学会 ………… **7**
８ 本プロポーザルに関する質問・回答 ………… **8**
(1) 本プロポーザルに関する質問の受付 ………… 8
(2) 質問に対する回答 ………… 8
９ 参加意向申出 ………… **8**
１０ 参加資格審査 ………… **10**
(1) 参加資格審査の方法 ………… 10
(2) 参加資格審査結果の通知 ………… 10
１１ 技術提案 ………… **10**
(1) 技術提案に関する書類の提出 ………… 10
(2) 提出書類（技術提案に関する書類） ………… 10
(3) 技術提案内容 ………… 11
(4) プロポーザルにおける審査項目・配点 ………… 12

(5) プロポーザルにおける審査基準 …… 13
(6) 指定管理者選定審議会における審査基準 …… 14
１２ 技術提案審査 …… 14
(1) 技術提案審査の方法 …… 14
(2) プレゼンテーションの実施 …… 15
(3) 審査委員会における受注候補者等の選定 …… 15
１３ 審査結果の通知及び公表 …… 16
１４ 契約の締結 …… 16
(1) 契約内容についての協議 …… 16
(2) 業務契約等の締結 …… 16
(3) 契約保証金 …… 16
(4) 支払い条件 …… 16
１５ 指定管理者の選定・指定 …… 17
１６ 募集及び選定スケジュール …… 17
１７ 留意事項 …… 17
１８ 問合せ先 …… 18

１　趣旨

(1) 事業者募集・位置づけ

犬山市（以下「市」という。）が、ヨシヅヤ犬山店２階（以下「商業施設」という。）に設置する犬山市屋内型キッズスペース（以下「本施設」という。）の設計・施工業務及び管理運営業務（以下「本業務」という。）を実施する民間事業者等（以下「事業者」という。）について、公募型プロポーザルにより、市の意向を十分に理解し、豊富な経験や独自の技術・知見を活かした優れた提案を求め、選定を行います。

本事業は、地方自治法第 244 条の２第３項に基づき、施設の管理運営を効率的、効果的に行うために、指定管理者候補者も含めて選定を行うものです。

本書は、公募型プロポーザルにおいて、必要な事項を定めるものとして位置づけます。

(2) 設置目的

本施設は、天候にかかわらず子どもが自由に、心も体も開放して思いきり遊ぶことができるともに、豊かな感性、創造性、思考力を養うことができ、なおかつ保護者が安心して子どもを遊ばせることのできる場所を提供することで子育て支援の充実を図り、未来への投資として、子どもの健やかな成長を後押しすることを目的とします。

２　施設概要

(1) 本施設の概要

① 所 在 地　　犬山市天神町一丁目１番地
　　ヨシヅヤ犬山店　２階
② 開館時間　　10 時 00 分から 17 時 00 分
③ 休 館 日　　定休は週１日を上限とする
　　その他、メンテナンス等のための臨時休館日を想定
④ 施設面積　　約 1,500 ㎡（約 454 坪）
⑤ 施設種類　　屋内遊戯施設

※　市が商業施設の中で本施設に必要なスペースを賃借するもの

(2) 商業施設の概要

① 名　　称　　ヨシヅヤ犬山店
② 所 有 者　　株式会社　義津屋
③ 面　　積　　敷地面積　約 10,077 ㎡　延床面積　約 31,350 ㎡
④ 構　　造　　鉄筋コンクリート造　地上４階　地下１階
⑤ 建 築 年　　昭和 63 年（1988 年）
⑥ 施設内容　　物品販売店舗（Ｂ１階・１階・２階）
　　犬山北地区　高齢者あんしん相談センター（３階）（市が運営）
　　文化センター、教室、歯科（３階）
　　駐車場（３階・４階・ＲＦ階）
⑦ 駐 車 場　　453 台

３　業務概要

(1) 業務名

犬山市屋内型キッズスペース設計・施工業務及び管理運営業務

(2) 事業手法

屋内型キッズスペースの内装等に係る設計・施工業務及び管理運営業務を包括的に実施します。

(3) 対象施設

本業務は、屋内型キッズスペースの整備及び運営を対象とします。施設の詳細等については、「犬山市屋内型キッズスペース設計・施工業務及び管理運営業務 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）を参照してください。

(4) 業務内容

基本的な業務内容を以下に示します。具体的な業務内容は、要求水準書を参照してください。

① 内装等に係る設計業務

② 内装等に係る施工業務

③ 本施設の管理運営業務

④ その他（上記に関連し必要となる準備、調整、手続き等を含む）

(5) 業務期間

業務期間について、以下のように想定します。

① 内装等に係る設計・施工業務

契約締結日（令和７年４月）から令和８年２月末

② 管理運営業務（指定管理期間）

令和８年４月から令和 13 年３月末まで（５年間）

※　受注者として特定された者の提案において工期短縮に係る内容があった場合は、当該提案に基づく履行期間とします。なお、事業者の責めによる履行期間の延長に係る交渉、協議は行いません。

※　指定管理者を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

(6) 上限価格

本業務に係る上限価格は以下に示すとおりです。

なお、提案価格が上限価格を超過した場合は失格とします。

（提案価格の内訳の設計･施工業務費又は管理運営費が､次の内訳金額を超える場合を含む。）

事業全体の上限価格：650,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）
（内訳）
内装等に係る設計・施工業務：450,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）
管理運営業務（指定管理料）： 200,000,000 円（消費税及び地方消費税 10%を含む。）

※　上記の管理運営業務費は、管理運営業務期間（５年間）全体での上限価格です。毎年の管理運営業務費（指定管理料）については、各年度における実績等を考慮し、市と協議の上、予算の範囲内で決定するものとします。

(7) 指定管理料

① 会計年度

本施設の管理運営に係る会計年度は、４月１日から翌年３月 31 日までとします。

② 指定管理料に関する協議

本施設の指定管理料については、会計年度ごとに、本プロポーザルにおいて提示された金額を基として、市と指定管理者が協議して協定で定め、予算の範囲内で決定します。

③ 指定管理料の積算

指定管理料は、次の算式で算出します。

指定管理料＝（指定管理者が行う業務に要する経費）－（指定管理業務に伴う収入）

※　上式の「指定管理業務に伴う収入」には、入場料や指定管理料の中で行う提案事業に係る収入を想定しています。ただし、提案内容によっては、入場料を市の収入として取り扱い、上式に含めない場合もあります。詳細は後段の④や要求水準書を参照してください。

本プロポーザルにおける「管理運営業務に関する提案（収支計画書）」及び「価格に関する提案」は、(6) 上限価格 の管理運営業務上限価格内で作成してください。

想定される支出の主な項目については、下記のとおりです。

職員賃金・通勤手当等人件費、謝礼金、消耗品費、修繕料、印刷製本費、通信運搬費、手数料、利用者傷害保険料、委託料、使用料、備品購入費

④ 入場料の取扱い

施設の管理運営にあたっては、指定管理者は市が支払う指定管理料のほか、利用者が支払う施設の入場料、提案事業に係る収入、自らが企画、実施する自主事業等の収入を扱うことになりますので、適切な経理を行ってください。

入場料の取扱いについては、市の収入とする方法（いわゆる使用料制）、指定管理者の収

入とする方法（いわゆる利用料金制）のいずれのケースでも提案を受け付けます。詳細は、要求水準書を参照してください。

⑤ 指定管理料の精算

指定管理業務を実施する中で、入場料収入や事業収入等を指定管理者の収入とする場合、その増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された利益については、原則として精算による返還を求めません。ただし、その利益が、指定管理者の管理業務と経理の状況からみて、指定管理料の算定において考慮することが必要と判断される場合は算定基礎対象となることがあります。また、その利益が客観的に過大と認められるような場合には、市と指定管理者の協議により、サービス向上のための新たな投資、備品の購入等に使用するなど、適切な対応を求める場合があります。

⑥ 備品等の所有権等

市が本施設に設置した備品等については、市の所有とし、その使用及び保管に十分注意してください。その他の必要な備品等は、指定管理者が自ら購入又は調達するものとします。

なお、指定管理料により購入し、又は調達した備品等に係る所有権は市に帰属するものとします。

⑦ 区分会計・管理口座の独立

本施設の管理運営に関わる収入及び支出は、指定管理者となる団体及び当該団体の実施する他の事業に関する収入及び支出と完全に区分し、専用の独立した口座を用意し、管理してください。

(8) 契約方法

設計・施工業務と管理運営業務を一体のものとして募集しますが、契約については各業務を別で締結します。設計・施工業務に関しては「設計・施工一括請負契約」を締結し、管理運営業務に関しては「指定管理者基本協定」の締結を行います。詳細は、本要領「１４　契約の締結」を参照してください。

４　参加資格

本プロポーザルへの応募者は、前記の業務内容を実施することのできる法人又は複数の法人が共同する団体（以下「共同事業体」という。）であることとします。

(1) 応募者の構成

応募者の構成は、以下に示すとおりとします。

ア 設計事業者

イ 施工事業者

ウ 管理運営事業者

① 一者が複数の業務を兼ねて実施することや、業務範囲を明確にした上で各業務を複数者

の間で分担することは差し支えない。

② 共同事業体での応募にあっては、応募の手続きを代表する代表事業者、その他の構成事業者を示し、いずれの業務を実施するかを明らかにすること。

③ 応募者の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合で、当該事情を勘案し市の承認を得て変更を認めた場合はこの限りでない。

④ 応募者は、他の応募者の代表事業者、構成事業者となることはできない。

(2) 共通の参加資格要件

応募者における各構成事業者は、次の要件を満たすものであることとします。

① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項及び第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。

② 地方自治法第 244 条の２第 11 項の規定により本市から指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過していない法人等でないこと。

③ 募集要領等の公表日から受注候補者選定・公表の日までの期間に、犬山市の契約に係る指名停止要領（令和３年４月１日施行）に基づく指名停止を受けている者でないこと。

④ 犬山市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書(平成25年3月28日締結)に基づく排除措置を受けていない者であること。

⑤ 宗教活動及び政治活動を主たる目的としていないこと。

⑥ 役員に、次のいずれかに該当する者がないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者

⑦ 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者

⑧ 国税、愛知県税及び犬山市税のうち、市が指定するものを滞納していないこと。

⑨ 本事業を履行するにあたり、法令等で定められた許可、資格及び基準がある場合はそれらの要件を満たすことが確認できる者であること。

(3) 設計事業者の参加資格要件

応募する設計事業者は、次の要件を満たすものであることとします。

① 令和６年度・７年度の犬山市入札参加資格者名簿の設計・測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設コンサルタント」という。）に登録があること。ただし、本プロポーザルの参加意向申出期限である令和７年２月５日（水）までに入札参加資格審査申請を提出し、入札参加資格者と同様の資格を有すると本市が認めた場合は、この限りでない。

なお、入札参加資格審査申請の提出先は、犬山市経営部経営改善課となる。入札参加資格審査申請方法は、下記の犬山市ホームページ URL を参照のこと。

ホーム> 事業者向け情報> 入札・契約> 入札参加資格> 令和 6・7 年度入札参加資格審査の申請方法

https://www.city.inuyama.aichi.jp/jigyo/nyusatsu/1001084/1010190/index.html

※　本要領「9　参加意向申出」にて触れるが、入札参加資格審査申請として提出した書類の写しを、本プロポーザルの参加意向申出においても提出すること。

② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の３第１項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

③ 平成 26 年度以降に、延床面積 500 ㎡以上の公共施設の建築設計業務を元請として履行し完了した実績を有する者であること。

(4) 施工事業者の参加資格要件

応募する施工事業者は、次の要件を満たすものであることとします。

① 令和６年度・７年度犬山市入札参加資格者名簿（建設工事）に登録があり、総合評定値（建築一式）が 850 点以上であること。ただし、本プロポーザルの参加意向申出期限である令和７年２月５日（水）までに入札参加資格審査申請を提出し、入札参加資格者と同様の資格を有すると本市が認めた場合で、建設業法第 27 条の 29 第１項に規定する総合評定値（建築一式）が 850 点以上である場合は、この限りでない。なお、入札参加資格審査申請の提出先は、犬山市経営部経営改善課となる。入札参加資格審査申請方法は、下記の犬山市ホームページ URL を参照のこと。

ホーム> 事業者向け情報> 入札・契約> 入札参加資格> 令和 6・7 年度入札参加資格審査の申請方法

https://www.city.inuyama.aichi.jp/jigyo/nyusatsu/1001084/1010190/index.html

※　本要領「9　参加意向申出」にて触れるが、入札参加資格審査申請として提出した書類の写しを、本プロポーザルの参加意向申出においても提出すること。

② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第３条第１項に基づく特定建設業又は一般建設業の許可を受けている者であること。

③ 平成 26 年度以降に、延床面積 500 ㎡以上の公共施設の建築工事を元請として履行し完了した実績を有する者であること。なお、施工を複数の事業者が分担して行う場合は、いずれかの事業者が満たしていることで足りるものとする。

(5) 管理運営事業者の参加資格要件

応募する管理運営事業者は、次の要件を満たすものであることとします。

① 令和６年度・７年度の犬山市入札参加資格者名簿の物品購入等及び役務の提供等（以下「物品等」という。）に登録があること。ただし、本プロポーザルの参加意向申出期限である令和７年２月５日（水）までに入札参加資格審査申請を提出し、入札参加資格者と同様の資格を有すると本市が認めた場合は、この限りでない。

なお、入札参加資格審査申請の提出先は、犬山市経営部経営改善課となる。入札参加資

格審査申請方法は、下記の犬山市ホームページ URL を参照のこと。

ホーム> 事業者向け情報> 入札・契約> 入札参加資格> 令和６・７年度入札参加資格審査の申請方法

https://www.city.inuyama.aichi.jp/jigyo/nyusatsu/1001084/1010190/index.html

※　営業種目の選択にあたっては、業務の詳細について要求水準書を参照のこと。

※　本要領「９　参加意向申出」にて触れるが、入札参加資格審査申請として提出した書類の写しを、本プロポーザルの参加意向申出においても提出すること。

② 平成 26 年度以降に、提案内容と同種の施設の管理運営業務を履行した実績を有する者であること。

５　選定対象外

次に該当する場合は、失格として選定の対象から除外します。

(1) 応募書類に虚偽の記載があった場合

(2) 応募に際して不正行為があった場合

(3) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合

(4) 応募資格に反することが認められた場合

(5) 本件に関し、同一の法人が２件以上の応募を行った場合

６　応募の手続き・選定方法

(1) 募集要領及び申請書類の配布

配布期間　：　令和７年１月６日（月）から２月５日（水）まで

配布場所　：　犬山市ホームページ

※図面等の資料については、別途申込により応募者へ配布を行います。

(2) 選定方法

本業務の受注候補者の選定にあたって、中立かつ公正に審査を行うために、「犬山市プロポーザル審査委員会（犬山市屋内型キッズスペース設計・施工業務及び管理運営業務）」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

選定は、応募者の参加資格要件の有無を事務局にて確認したうえで、応募者により提出された技術提案書について、「審査基準」に基づき審査委員会において審査する「技術提案審査」を踏まえて実施します。

なお、指定管理者候補者の選定については、審査委員会と別に設置する「犬山市公の施設指定管理者選定審議会」（以下「指定管理者選定審議会」という。）における審査を踏まえて行い、最終的には議会の議決を経て、市が指定管理者を指定します。

７　現地見学会

① 開催日時　　令和７年１月 17 日（金）又は令和７年１月 20 日（月）のいずれかで調整
時間帯未定。１時間程度。日時は④の申込受付後決定します。

② 開催場所　　ヨシヅヤ犬山店　２階

③ 人　　数　　１応募者につき３名まで

④ 申込方法　　現地見学会に参加を希望する場合は、電子メール（子育て支援課：030310@city.inuyama.lg.jp）にて参加人数及び参加する者の氏名を連絡すること。メール送信後、子育て支援課（0568-44-0322）まで受信確認の電話をすること。

⑤ 申込期限　　令和７年１月 15 日（水）正午まで

８　本プロポーザルに関する質問・回答

(1) 本プロポーザルに関する質問の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は、下記の方法により提出してください。

受付期間：令和７年１月６日（月）から１月 23 日（木）まで（土日・祝日を除く）

受付時間：午前９時から午後５時まで

受付方法：様式Ａ 質問書 を事務局メールアドレスに送信してください。

なお、電子メールの件名は、「【事業者名】屋内型キッズスペース設計・施工業務及び管理運営業務（質問書)」としてください。

※　電子メール送信後、確認のため、電話にて事務局へ連絡をお願いします。

※　質問は、応募を前提とする者に限り受け付けます。

※　電話・来訪などによる口頭での質問、受付期間外の質問には、回答できません。

(2) 質問に対する回答

回答時期：令和７年１月 29 日（水）頃を予定

回答方法：質問をとりまとめた後、犬山市ホームページ内にて回答を公表します。

※　参加表明等に関する質問への回答などについては、回答時期を待たず部分的に公表する場合があります。

９　参加意向申出

本プロポーザルの参加意向申出に関する書類は、下記の方法により提出してください。

提出期限：令和７年１月６日（月）から２月５日（水）まで

提 出 先：〒484-8501　愛知県犬山市大字犬山字東畑３６番地
犬山市 健康福祉部 子育て支援課 児童担当（犬山市役所本庁舎１階）

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）または託送（書留郵便と同等のもの）により必着。郵送、託送による場合は、封筒に「犬山市屋内型キッズスペース設計・施工業務及び管理運営業務公募型プロポーザル参加表明書等在中」と記載してください。

提出部数：提出書類一覧に示すとおり

※　提出期間を過ぎてからの資料の差し替え及び再提出は認めません。また、提出された書類は返却しません。

参加意向申出に関する提出書類（提出期限：令和７年２月５日（水））

書類名	様式	部数	
参加意向申出書（犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱様式）	様式第１	１部	
構成員一覧表（※共同事業体による参加の場合）	様式Ｂ	３部	
資格要件確認書（設計）	様式Ｃ	３部	
一級建築士事務所登録の写し	－	１部	
犬山市参加資格審査申請で提出した書類一式の写し （※本要領公表時において犬山市の入札参加資格者名簿（建設コンサルタント）に登録がない者である場合）	－		△
実績を示す資料の写し	－		
資格要件確認書（施工）	様式Ｄ	３部	
特定建設業又は一般建設業の許可を証明する資料の写し	－	１部	
犬山市入札参加資格審査申請で提出した書類一式の写し （※本要領公表時において犬山市の入札参加資格者名簿（建設工事）に登録がない者である場合）	－		△
実績を示す資料の写し	－		
資格要件確認書（管理運営）	様式Ｅ	３部	
犬山市入札参加資格審査申請で提出した書類一式の写し （※犬山市の入札参加資格者名簿（物品等）に登録がない者である場合）	－	１部	△
実績を示す資料の写し	－		
＜以下、各構成員に関する証明書類等＞			
法人概要	様式Ｆ	３部	
定款、規約またはこれに準ずる書類	－	１部	
法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）　（写し可）	－		★
国税の納税証明書（その３の３）　（写し可） ・法人税、消費税及び地方消費税 ※当該税目について確認できる場合はその３でも可	－		★
愛知県税の納税証明書（写し可） ・法人県民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税、自動車税種別割 ※未納の税額がないこと用で発行したもの	－		★
※愛知県税の納税義務がない場合⇒様式Ｇ「愛知県税の納税義務がないことの申出書」を提出すること	様式Ｇ		
犬山市税の納税証明書（写し可） ・法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税 ※未納額がないことの証明でも可 ※本市に納税義務がない場合⇒提出書類不要	－		★
代表者等名簿	様式Ｈ	１部	
法人の収支予算書（最新年度１年分）	－	３部	
法人の財務状況を示す書類（直近３年分） ・事業報告書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、財産目録又はこれらに類するもの（グループ企業で連結決算を行っている場合には、加えて連結決算書）	－	３部	

注）★印の登記事項証明書、納税証明書は本要領公表時から３か月以内のものとしてください。

注）△印の書類の提出要件に当てはまる場合、★印の書類は重複するため改めて提出する必要はありません。

１０　参加資格審査

(1) 参加資格審査の方法

応募者より提出いただいた参加意向申出に関する書類に関して、「４　参加資格」の内容に基づき、応募者の参加資格要件を満たしたものであることの確認を事務局にて行います。

(2) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、参加意向申出に関する書類を提出した応募者（代表事業者）に対して、「提案資格確認結果通知書」を送付します。送付は、令和７年２月 12 日（水）頃を予定しています。

審査の結果、参加資格要件を有すると認められる応募者（代表事業者）に対しては、技術提案に関する書類の「提案関係書類提出依頼書」も併せて送付します。

なお、要件を満たしていることが確認できない場合は失格とし、その旨を応募者（代表事業者）に通知します。

１１　技術提案

(1) 技術提案に関する書類の提出

前記の参加資格審査において、本プロポーザルへの参加資格を有すると認められた応募者は、技術提案審査のため、下記の方法により「技術提案に関する書類」を提出してください。

提出期間：令和７年２月 17 日（月）から２月 21 日（金）まで（土日・祝日を除く）

提出場所：〒484-8501　愛知県犬山市大字犬山字東畑３６番地（犬山市役所本庁舎１階）
犬山市 健康福祉部 子育て支援課 児童担当

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）または託送（書留郵便と同等のもの）により必着。郵送、託送による場合は、封筒に「犬山市屋内型キッズスペース設計・施工業務及び管理運営業務公募型プロポーザル技術提案書在中」と記載してください。

提出部数：提出書類一覧に示すとおり

そ の 他：技術提案書の提出をしない場合は、提出期限の前日までに、事務局へ辞退届（任意様式）にて届け出てください。提出期限までに技術提案書を提出しない者は、技術提案書の提出を辞退したものとみなします。

(2) 提出書類（技術提案に関する書類）

技術提案にあたっては、以下の書類を提出していただきます。提案内容や各様式における体裁、枚数制限等の詳細は、次項及び別添の様式集に記載の提出書類一覧を参照してください。提出書類については、提出期間を過ぎてからの資料の差し替え及び再提出は認めません。

また、一度提出された書類は返却しないものとします。

なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

技術提案に関する書類　（提出期限：令和７年２月 21 日（金））

書類名	様式	部数
提案書	様式第５（犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱）	１部
実施方針	様式Ｉ	15 部
設計・施工業務に関する提案	様式Ｊ	
管理運営業務に関する提案	様式Ｋ＋付属様式	
価格に関する提案	様式Ｌ	
指定管理者指定申請書 ※共同事業体での参加の場合：当該様式第１は、管理運営事業者となる法人名で作成すること。	様式第１（犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則）	１部

(3) 技術提案内容

技術提案に関する書類は以下に示す内容とし、本業務の上限価格の範囲内で要求水準書の内容を満たす前提で提案を行ってください。明らかに要求水準を満たしていないことが確認された場合には、当該参加資格保有者を失格とする場合があります。

また、技術提案書の内容について、市が、技術提案書を提出した応募者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行う場合があります。

① 実施方針

提案項目等	業務の基本方針、業務の工程計画、実施体制
提案様式	様式Ｉ（Ａ４判・片面４枚以内）

② 設計・施工業務に関する提案

提案項目等	施設整備のコンセプト、空間デザイン、遊具、配置、動線、感性や創造力、知的好奇心を高める工夫、安全配慮 ・イメージ図、イメージパース等の視覚的表現には文章による説明を付すこと ・提出者を特定することができる内容の記述（具体的な会社名・施設名等）を記載してはならない
提案様式	様式Ｊ（Ａ３判・片面６枚以内）

③ 管理運営業務に関する提案

提案項目等	管理運営のコンセプト、利用者サービス、安全確保、維持管理、効率的な運営、運営体制、地元雇用、収支計画、入場料の考え方 ・提出者を特定することができる内容の記述（具体的な会社名等）を記載してはならない
提案様式	様式Ｋ＋付属様式（Ａ４判・片面 12 枚以内）

④ 価格に関する提案

提案項目等	施設整備（設計・施工）業務の見積（主な費用内訳がわかるもの） 管理運営業務の見積（主な費用内訳がわかるもの）
提案様式	様式Ｌ（Ａ４判・片面 12 枚以内）

(4) プロポーザルにおける審査項目・配点

審査委員会における審査項目・配点は以下のとおりです。

審査項目		評価の基準	配点
①実施方針（ＤＢＯ）		対応様式：Ｉ	10
	業務の基本方針	施設の設置目的や本市が求める施設の性能を理解し、方針に適切に反映されているか	5
	業務の工程計画	設計・施工・管理運営の一体事業として整備実施工程スケジュールや管理運営への移行スケジュールが具体的かつ適切か	2
	実施体制	着実な事業実施が期待できるか。代表及び構成事業者の役割分担が明確かつ適正で、代表事業者が事業全体を統括できる仕組みとなっているか。市との円滑なコミュニケーションが図られる体制となっているか	3
②設計・施工業務に関する提案（ＤＢ）		対応様式：Ｊ	40
	施設整備のコンセプト	「『はしる・ふれる・かんがえる』　子どもも大人も楽しい全天候型キッズスペース」を踏まえ、障害の有無等に関わらず誰もが利用しやすいよう配慮した、独創性のある具体的な施設整備コンセプトとなっているか	6
	空間・遊具	要求水準書を踏まえた魅力的な空間デザインとなっているか	5
		要求水準書を踏まえたエリア分けや機能設置の提案となっているか	5
		要求水準書を踏まえた利便性の高い配置・動線計画となっているか	5
		要求水準書を踏まえた安全性の高い配置・動線計画となっているか	5
		要求水準書を踏まえた魅力ある遊具の内容、設置に関する具体的な提案となっているか	5
		大人（保護者）にとっても居心地の良い空間の提案となっているか。大人が子どもと一緒に楽しめる工夫が盛り込まれているか	3
		デジタルコンテンツを活用して子どもの知的好奇心を高める工夫があるか ※当該項目のみ、Ａ～Ｅの評価区分によらず、下記により採点する。 【優れている→3、普通→2、デジタルコンテンツ無し→1】	3
		実現性の高い提案となっているか	3
③管理運営業務に関する提案（Ｏ）		対応様式：Ｋ	40
	管理運営のコンセプト	「『はしる・ふれる・かんがえる』　子どもも大人も楽しい全天候型キッズスペース」を踏まえ、障害の有無等に関わらず誰もが利用しやすいよう配慮した、具体的な管理運営コンセプトとなっているか	6
	利用者サービス	利用者の満足や利用促進（リピーターの確保を含む）につながるような取組や独創性な提案など、創意工夫がされているか	4
		自主事業の実施について魅力的かつ具体的な提案となっているか	2
	安全確保	緊急時対策、安全確保に留意した計画となっているか	3
	維持管理	遊具等設備の安全かつ良好な機能保持を行うための具体的な提案と	3

		なっているか	
		清掃・衛生管理を適切に行う具体的な提案となっているか	3
	効率的な運営	経費節減等効率化のための適切な方策がとられているか	3
	運営体制	管理運営を確実かつ効果的に実施する人員配置・配置人数の計画が示されているか	4
		スタッフの育成や資質向上につながる具体的な取組が提案されているか	3
	地元雇用	地域人材の雇用について具体的な提案がなされているか	2
	収支計画（※１）【選択方式】	年間入場料収入見込みと実績額の差額を指定管理料の増減として反映させる方法について、増額・減額それぞれの場合を比較した結果、バランスの取れた提案となっているか（リスクを背負った上でインセンティブの付与を求めているか）	4（※1）
	収支計画（※２）【選択方式】	入場料金案及び年間入場料収入見込みの金額設定に妥当性はあるか	4（※2）
	その他	実現性の高い提案となっているか	3
④価格に関する提案（ＤＢＯ）　対応様式：Ｌ			10
	施設整備及び管理運営事業の見積（※３）	価格点＝配点×｛１－（提案価格/上限価格）｝ ※価格点の小数点以下第３位を四捨五入	10
合計			100

※１と※２は選択方式。

※１は、入場料を市の収入とする（いわゆる使用料制）場合の審査項目。

※２は、入場料を指定管理者の収入とし、市が管理運営経費と入場料の差額を支払う（いわゆる利用料金制）場合の審査項目。

※３：提案価格が本要領「３　業務概要　(6) 上限価格」に示す上限価格を超えている場合は失格とする。

（提案価格の内訳の設計・施工業務費又は管理運営費が、本要領「３　業務概要　(6) 上限価格」の上限価格の内訳金額を超える場合を含む。）

(5) プロポーザルにおける審査基準

審査委員会においては、審査項目ごとに、以下の基準に基づき審査を行い、当該項目の配点に対する係数を乗じて得点を付与します。

評価区分	審査基準	係数
A	特に優れている	配点×1.00
B	優れている	配点×0.80
C	やや優れている	配点×0.60
D	要求水準を超える創意工夫があまり見られない	配点×0.40
E	要求水準を最低限満たしている程度	配点×0.20

※要求水準を満たしていない場合は、選定対象外となります。

(6) 指定管理者選定審議会における審査項目

指定管理者選定審議会においては、下記の審査項目について、指定管理者候補者として選定するに足る適性を有しているか否かを審査します。

区分		審査項目	対応様式
［犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 4 条第 1 項］ 指定施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。			
	公平性	市民の平等な施設利用が確保される内容になっているか	様式K
［犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 4 条第 2 項］ 指定施設の設置の目的に照らし、その管理を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。			
	設置目的の達成	施設の設置目的に合致した管理運営コンセプトとなっているか	様式Ｉ 様式K
		要求水準書に示した内容と整合性が図られているか	様式Ｉ 様式K
		施設の安全管理や緊急時の対応が適切に行われる体制となっているか	様式K
		施設及び遊具等の適切な維持管理が図られるか	様式K
	効率的な管理	経費節減等効率化のための適切な方策がとられているか	様式K
	効果的な管理サービス向上	利用者の満足や利用促進につながるような取組が提案されているか	様式K
		自主事業について、施設の目的に合致した提案となっているか	様式K
	その他	地元雇用の創出について具体的な提案が示されているか	様式K
［犬山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 4 条第 3 項］ 指定施設の管理を的確に遂行するに足りる人的構成及び財産的基礎を有するものであること。			
	人的構成	管理運営に必要な人員配置・配置人数の計画が示されているか	様式K
		スタッフの育成や資質向上につながる具体的な取組が提案されているか	様式K
	財産的基礎等	事業者の経営状況が健全であり、管理運営を安定して行う経営基盤を有しているか	参加意向申出書類
		同種施設の管理運営実績があるなど、安定した管理運営の実現が見込まれる実績を有しているか	参加意向申出書類
		安定した事業の実施が可能な収支計画となっているか	様式K
		収支計画は実現可能性のあるものとなっているか	様式K

１２　技術提案審査

(1) 技術提案審査の方法

技術提案に関する書類に関して、前記の審査基準に基づき、審査委員会において審査を行います。

審査委員会は、提案者による技術提案書及びプレゼンテーションでの説明を踏まえた技術

提案内容の審査を主な議題として実施します。

なお、市が必要と認めた場合は、追加書類の提出を求め、又は提案者に対するヒアリングを実施することがあります。

⑵ プレゼンテーションの実施

審査委員会において、提出された技術提案内容をより理解するため、プレゼンテーション審査を実施します。

なお、下記の内容は現時点での予定であり、発表時間や会場、当日の進め方等の詳細については、別途応募者に通知します。

開 催 日：令和７年３月３日（月）

開催場所：犬山市役所

実施内容：技術提案書の内容説明及び審査委員による質疑（プレゼンテーション 30 分、質疑 20 分、計 50 分）

実施方法：提出された「技術提案書」の内容のみを表現したパワーポイント等の使用を可とします。

出 席 者：プレゼンテーションには４名まで出席可能とします。

そ の 他：プレゼンテーションは、非公開で実施します。
審査当日の資料の追加や内容の差替えは認めません。
提案者が特定できるような表現は避けてください。

⑶ 審査委員会における受注候補者等の選定

プレゼンテーション実施後に、審査委員会を開催し、審査を行います。審査委員会は非公開とし、開催時期については、令和７年３月３日（月）を予定しています。

審査委員会では、技術提案書内容、プレゼンテーションでの内容説明を参考に、審査基準（詳細は本要領「１１　技術提案　⑸ プロポーザルにおける審査基準」を参照。）に基づき中立かつ公正に審査し、各審査委員の評価点の合計が最も高い応募者を受注候補者として選定、当該応募者に次ぐ者を次点者として選定します。なお、評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を受注候補者とします。評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより受注候補者を決定します。

審査において、総合評価点が６割を下回る提案者、要求水準を満たしていない項目があると認められる提案者については、受注候補者及び次点者として選定しません。なお、参加者が１者のみの場合でも、審査・評価は実施しますが、総合評価点が６割に達しない場合は、受注候補者として選定しません。

業務内容、仕様書等の契約内容を受注候補者と協議した上で当該業務を発注する相手方を決定するため、受注候補者の決定をもって企画提案内容のすべてを了承するものではありません。

また、選定はあくまで「受注候補者」を決定するものであり、契約を保証するものではありません。

１３　審査結果の通知及び公表

審査結果は、令和７年３月中旬に「プロポーザル審査結果通知書」により各応募者に通知します。また、審査結果については市ホームページで公表します。

なお、非選定者は、審査結果の通知後の 10 日間までを目途に、書面で審査結果の説明を求めることができるものとします。

１４　契約の締結

(1) 契約内容についての協議

受注候補者は、選定後、市と技術提案書の内容に基づく協議を行った後、見積書（科目別内訳書相当）を提出してください。市は、提案内容及び見積書をもとに、受注候補者と契約内容についての協議を行います。

なお、契約金額は原則として、審査時に提出された提案額を超えないものとします。ただし、市との協議において技術提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りではありません。

(2) 業務契約等の締結

市は、受注候補者との協議に基づき、設計・施工業務の受注者として特定された者（以下、「整備特定事業者」という。）との間で、「設計・施工一括請負契約」を締結し、指定管理者候補者との間で「指定管理者基本協定」を締結します。なお、指定管理者基本協定は、議会の議決を経て、市が当該候補者を指定管理者として指定したうえで、締結することとします。

協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度別協定」を定めることとします。各協定の内容は、要求水準書を参照してください。

(3) 契約保証金

整備特定事業者は、設計・施工一括請負契約の締結にあたって、犬山市契約規則に基づき、契約保証金を納付するものとします。

有価証券等の提供又は金融機関等の保証、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結をもって契約保証金の納付に代えることができます。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の 100 分の 10 とします。

(4) 支払い条件

本業務における支払いは、原則として各業務終了後に支払うものとします。詳細は、「設計・施工一括請負契約」及び「指定管理者基本協定」に定めるものとします。なお、業務契約等に係る費用（前払金及び部分払金を含む。）の支払い条件は、受注候補者から提出される業務工程計画を市と整備特定事業者及び指定管理者候補者にて確認、協議の上、決定します。

１５　指定管理者の選定・指定

指定管理者候補者は、指定管理者選定審議会における意見を踏まえ選定し、議会の議決（令和７年６月予定）を経て、指定管理者として指定します。なお、議会の議決が得られなかった場合において、指定管理者候補者が本件に支出した費用について、市は補償しません。

指定管理者選定審議会において、提出された申請書の内容をより理解するため、本要領１２(2)と同日に、プレゼンテーション審査を実施します。なお、日時や進め方等の詳細については、別途応募者に通知します。

議会の議決を得て、指定管理者として選定された団体には、指定通知書をもってこの旨を通知します。

１６　募集及び選定スケジュール

募集及び選定スケジュールの予定は、下表に示すとおりです。

内容	日程（予定）
募集要領等の公告	令和７年１月６日（月）
質問書の提出期限	令和７年１月 23 日（木）
質問回答	令和７年１月 29 日（水）
参加申出期限	令和７年２月５日（水）
参加資格審査結果の通知	令和７年２月 12 日（水）
提案書期限	令和７年２月 21 日（金）
プロポーザル審査委員会（プレゼンテーションの実施等）	令和７年３月３日（月）
選定結果の通知・公表	令和７年３月中旬
設計・施工一括請負契約の締結（仮契約）	令和７年３月下旬
議会の議決（設計・施工一括請負契約）	令和７年４月上旬
議会の議決（指定管理）	令和７年６月下旬
指定管理者の指定	令和７年６月下旬

注）時期は予定であり、状況により前後することがあります。

１７　留意事項

(1) 次のいずれかに該当する場合には失格とします。

① 本要領に定める手続き等に適合しない場合

② 提出書類に虚偽があった場合

③ プロポーザル公募開始後、審査委員会委員等と当該業務に関する接触をした場合

④ 提案価格が上限価格を超える場合

(2) プロポーザルへの参加者は、本要領等の内容や審査決定事項について不明、錯誤等を理由に意義を申し立てることはできません。

(3) 提案に要する費用は、すべて提案者の負担とします。

(4) 受注候補者が契約締結までの手続期間中に失格となった場合又は受注候補者との契約に係る協議が不調となった場合は、次点受注者候補者と契約に係る協議を行います。

(5) 本手続のために提出された資料の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は、本業務の公表及びその他市が必要と認める場合、提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとします。

(6) 提出書類は、情報公開の対象文書となるため、情報公開条例の規定に基づき開示する場合があります。

(7) 応募１団体につき、提案は１件のみとします。

(8) 本業務における事業者と市のリスク分担は、原則、要求水準書のリスク分担表に示すとおりとします。

１８　問合せ先

担 当 課：犬山市 健康福祉部 子育て支援課 児童担当

住　　所：〒484-8501　愛知県犬山市大字犬山字東畑３６番地（犬山市役所本庁舎１階）

電話番号：０５６８－４４－０３２２（直通）

メールアドレス：030310@city.inuyama.lg.jp